

法地質学研究委員会設立趣意書

1 研究題目

日本における法地質学の学術的研究の推進と普及

2 法地質学研究委員会を必要とする理由

我が国では2009年に裁判員制度が開始され、実際の法科学に触れる機会が増加している。法科学における地質学的な手法の応用は、地質学の研究成果を社会に還元することに繋がる。英国や米国などの諸外国では大学において法地質学の研究が行われ、学位の取得も可能である。また公設の研究機関や民間の科学捜査を専門とした企業も多くある。一方で、日本では地質学の法科学的な応用について、未だ理解と普及がほとんどない。そのため、必要な研究が十分に実施できないのが現状である。今後さらに法科学を発展させるために、地質学は重要な役割を担っている。国際的には、International Geological Congress (IGC)を始めとする学術集会においても、関係セッションが開催され、論文集の刊行がなされるなど盛んに研究と普及が実施されている。特に米国のNational Institute of Standards and Technology (NIST)に設置されているThe Organization of Scientific Area Committees for Forensic Science (OSAC)*では、法地質学に関する課題が提示され、今後の研究成果が期待されている。このように社会的にも学術的にも重要な法地質学を普及させ、研究を加速させるために、日本地質学会（以下、地質学会という。）に法地質学研究委員会（以下、当委員会という。）を設置し、地質学会としてバックアップしていくことが必要である。地質学会に当委員会を設置することにより、現在の日本の法科学で必要とされている地質学分野の研究を推進するだけでなく、地質学によって得られた基礎的なデータベースなどの研究成果のさらなる応用面を開拓し、新たな切り口と解釈で研究を進めるための下地を作る。地質学を通じて社会に貢献できる姿勢を示すことで、地質学会のみでなく地質学界全体にとってもメリットが大きいと考えられる。

* OSAC Research and Development Needs; Chemistry: Trace Evidence
<https://www.nist.gov/osac/osac-research-and-development-needs>

3 研究委員会の設立予定期間

地質学会理事会で承認された日から当委員会の構成員または地質学会が当委員会の存在意義を認めなくなった時点まで。

4 設置年度の事業と経費予算

(1) 当委員会は設置年度に以下に掲げる活動を行う予定である。

- ア 地質学会学術大会やニュース誌等における法地質学に関する情報提供
- イ 法科学に関係する国内の他学会との情報交換および研究集会の共同開催
- ウ 海外の法地質学研究者または関連団体との情報交換
- エ 地質学会の出版物やウェブサイト等による研究成果の公表
- オ 一般市民への法地質学に関するアウトリーチ

(2) 設置初年度は経費予算を要求せずに活動する予定である。ただし、会合が必要な場合、地質学会事務局等の会議室または地質学会が契約する会議システム等の利用を申請

する。

5 代表者および予定される委員

代表者 川村紀子

連絡先 〒737-8512 広島県呉市若葉町5番1号

TEL: 0823-21-4961

E-mail: kawamura-noriko@jcga.ac.jp

予定される委員 (50音順)

板宮 裕実 (科学警察研究所 会員)

川村 紀子 (海上保安大学校 会員)

北村 有迅 (鹿児島大学 会員)

組坂 健人 (科学警察研究所 会員)

杉田 律子 (科学警察研究所 会員)

平田 岳史 (東京大学 会員)

6 研究委員会規則案

別紙のとおり. 別紙

別紙

一般社団法人日本地質学会 法地質学研究委員会規則

2022年4月9日制定

1. 名称

名称を法地質学研究委員会(英名: Forensic Geology Committee in the Geological Society of Japan) (以下, 当研究委員会という.) とする.

2. 目的

当研究委員会は, 日本における法地質学の学術的研究を推進し, 普及することを目的として, 一般社団法人日本地質学会 (以下, 地質学会という.) 定款第 66 条に基づき設置する.

3 活動方針

当研究委員会会員は地質学会行動規範を遵守し, 法地質学の学術的な研究と普及に専念する. 実在の事件や事故について意見を表明したり, 言及はせず, また, 部内外から意見を求められても対応しない.

4. 会員

地質学会員のうち当研究委員会の活動方針を理解できると当研究委員会が認めた者とする.

5. 運営

当研究委員会の活動には, 当研究委員会員の意向を反映させる.

6. 運営体制

当研究委員会には, 代表者と幹事若干名を置く.

7. 規則の改正

本規則は, 当研究委員会員の協議によって改正することができる.

附則

本規則は, 2022年4月9日から施行する.